

## 地域準則の概況

### 1. 地域準則を導入した地方公共団体

県	公布日	市	公布日
神奈川県	平成12年10月17日	北九州市	平成11年6月14日
三重県	平成14年12月26日	横浜市	平成12年2月25日
		川崎市	平成12年10月2日

(県・市別、公布日順)

### 2. 導入した地域準則の具体的な内容

立地法種別	用途地域	上限					下限				
		神奈川	横浜	川崎	三重	北九州	神奈川	横浜	川崎	三重	北九州
第1種 (緑25、環30)	住居系及び商業系等					1					
	準工業地域										
第2種 (緑15、環20)	工業地域									2	1
	工業専用地域									2	1

( :用途地域で指定、無印：導入していない、    ：地域準則が導入できる区域)

1 基本的に用途地域を念頭にしているものの、住所等を用いて具体的地域を指定している。

2 用途地域に沿って指定しているものの、地域内の既存工場だけを対象にして、リニューアル等に対応している。